

別記様式第1号(第四関係)

たなかみいちちく かつせいかけいかく
田上 I 地区活性化計画

しがけん おおつし
滋賀県・大津市

平成27年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	田上 I 地区地区活性化計画						
都道府県名	滋賀県	市町村名	大津市	地区名(※1)	田上 I 地区	計画期間(※2)	平成27年～平成31年

目 標 : (※3)

当該地区の農地は小区画で農道が狭く、農道に接しないものも多く存在しており作業効率が悪い状況にある。基盤整備を行い、農作業の省力化や効率化に向け、農地の集積、集落営農を組織することで農業経営の安定させ農業の振興を図る。これにより地域の活性化及び住民の定住を促進し、計画目標を区域内人口減少率を現状の5.4%を上回らないようにする。

●人口 平成21年 1,584人 → 平成26年 1,499人 過去5年の減少率 5.4% (大津市人口統計資料)

目標設定の考え方

地区の概要:

当地区は、大津市南東部に位置し、石山地区及び瀬田地区の市街地が近接している。また、名神高速道路の瀬田東ICや新名神高速道路の草津田上ICが近く交通利便性が高い。当地区に接して住宅地等の市街化区域もある。地区全体は平坦地で市街化調整区域、農業振興地域である。当該地区集落の人口は1,564人、世帯数は545戸(2010年大津市人口統計資料)であり、うち農家戸数は159戸(2010年大津市農業委員会資料)である。過去5年ごとの人口減少率は3.9%(1999年～2004年)、7.4%(2004年～2009年)、5.4%(2009年～2014年)であり、人口が減少している。

当地区の受益戸数は約190戸であり、1戸当りの農地面積は約0.5haであり、農作業の効率化と生産性の向上を図るため基盤整備の実施が望まれている地区である。

現状と課題

当地区は、本市の中でも数少ない平坦地で広い農地を有する田園地帯である。しかし、農道や水路に接しない、いわゆる「田越しの田」が存在している。大雨による水没等が生じる反面、少雨時には水不足に陥る状況にある。農道も狭いことから大型農業機械の使用は困難であり、農地所有についても分散状態であり農業経営は極めて非効率な状態である。

以上のような非効率な農地の現状に対して、①農作業の省力化・効率化、②乾田化による水田の汎用化を図ることができる基盤整備事業の早期実施が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

基盤整備事業を契機として、農用地利用の集積を促進し、かつ集落営農組織等の担い手を育成していく。それにより、地域農業経営の安定化、農業従事者の意欲向上が図られることから、地域活性化や地域への定住につなげていく。基盤整備事業の着手は平成29年度を予定しており、集落営農組織については、1地区(4集落)で1法人の組織を設立予定である。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
大津市	田上 I 地区	基盤整備(14 農用地等集団化)	大津市	有	イ	
大津市	田上 I 地区	農業競争力強化基盤整備事業	滋賀県	無	イ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

田上 I 地区(滋賀県大津市)	区域面積(※2)	1,534ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 当該事業区域は、天神川、宮川、大戸川の3河川と県道及び集落に囲まれた一団の区域であり、地区全域を活性化区域として設定した。当地区における農林地は96%であり、地区内世帯数545戸のうち、農家戸数は159戸(2010年大津市農業委員会資料)で約29%を占め、農林業が重要な地域である。		
②法第3条第2号関係: 当該地区は農業従事者が多く、地区における農業の衰退は集落、地域の過疎衰退をもたらすことから、農村としての活性化を図るためには、ほ場整備による農業経営の安定化による定住の促進が不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 当該計画区域は市街化調整区域の農業振興地域であり、市街化区域は含まれていない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

営農組合の組織化や大型農業機械の導入状況、農地の集積割合など地域住民による地域活性化の取組み状況を把握、確認しつつ、大津市で行なっている人口統計を追跡調査し、定住状況の検証を行なう。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。